

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部改正について

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
(平成28年霧島市条例第27号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「2 年」を「3 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市地方活力向上地域における固定資産
税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(提案理由)

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令 (平成 27 年総務省令第 73 号)
が改正されたことに伴い、特別償却設備設置者の範囲が拡充されたことから、本条例の所
要の改正をしようとするものである。